

有限会社堀江製作所 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年10月1日～令和9年9月30日

2. 内容

<目標>

育児・介護休業法に基づく諸制度の周知・利用促進

<対策>

令和4年10月～ 関係資料の収集・配布資料の作成
従業員への資料配布・周知徹底・利用促進

以上